

【平成27年度改善方策】

- 「目標管理型の政策評価の改善方策(平成27年度)」(平成28年2月23日政策評価審議会政策評価制度部会決定)において、以下の内容を提示。
 - ① 施策の特性に応じた評価
 - ・ モニタリングの活用や評価対象の見直しについて提示
 - ② 目標等を設定するまでのプロセス(因果関係)の明確化
 - ・ 目標、達成手段、測定指標を設定するためのプロセス(因果関係)を明確化すること等を提示
 - ③ 測定指標の定量化等
 - ・ 引き続き定量化を図ることが必要である一方、施策の特性に応じて定性的評価も活用することや参考指標の活用を提示
- 今後の取組として、上記の各フィジビリティの検証など、各府省の実情を踏まえながら必要な改善方策の検討を実施

【平成27年度改善方策のフォローアップ】

- 上記①で提示した以下の2点について、平成28年度に以下のような見直しが行われている。

モニタリングの活用

目標や実績値が安定的に推移するような施策については、実績値に変化が生じた際に評価するという選択肢も考えられる

⇒ 毎年度評価をしていた施策についてモニタリングに移行: 6施策

評価対象の見直し

施策の特性から評価結果を施策の改善に反映する余地が乏しいと考えられるものについては、目標管理型評価の対象とするのか見直しを検討する余地がある

⇒ 目標管理型評価から除外: 1施策

⇒ 総合評価方式に変更: 8施策

目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討状況

【平成28年度検討事項】

- 今年度は、6/1に第5回ワーキング・グループを開催。
- 「目標管理型の政策評価の改善方策(平成27年度)」を踏まえ、今年度は政策評価の更なる利活用に向けて、以下の事項について検討することとした。
 - ① 測定指標の洗練化・高度化
 - ・ 測定指標の現状把握及び定性指標・定量指標に関わる好事例等の抽出
目標管理型評価の対象施策500には、合計で約2,400の測定指標が設定されており、その7割が定量的指標。現在、事務局において約2,400の測定指標の悉皆調査を進めており、測定指標の選定理由、分類分け(認知度、日数etc)、指標に関連する達成手段数などを分析中。今後、より詳細に分析予定。
 - ② モニタリング活用施策の評価
 - ・ モニタリングの向上に資するため、モニタリング活用施策の評価サイクルについて分析
目標管理型評価の対象施策500のうち、モニタリングを活用している施策は約300。2年又は3年サイクルで評価を行っているものが全体の約7割。サイクル設定の根拠は、「施策の特性」、「測定指標等の特性」など。
 - ③ 参考指標の活用
 - ・ 参考指標の具体的な活用状況について詳細に分析
測定指標を補足するために参考指標を設定している府省は45%(9/20府省)。参考指標の大部分は定量的指標。定性的な測定指標に対して特に参考指標を活用している省庁等あり。

【改善方策のイメージ】

事前分析表等の実例を見ながら検討し、改善方策として好事例を取りまとめ、各府省への横展開・普及を図る

政策評価の更なる利活用の促進

規制評価ワーキング・グループにおける検討状況

【平成28年度検討事項】

■ 「規制に係る政策評価の改善方策(平成27年度中間取りまとめ)」(平成28年2月23日政策評価審議会政策評価制度部会決定)を踏まえ、今年度はガイドラインの改正も視野に、意思決定過程における評価の活用の促進、メリハリのある評価とする観点から、以下の事項等について検討。

- ① 政策意思決定過程での事前評価の活用
- ② 簡素化した評価手法 <例えば国際条約に基づく規制など意思決定要素のないもの>
- ③ レビュー(事後評価)の在り方
- ④ 関係機関との連携 <規制改革会議の規制レビュー、公正取引委員会の競争状況への影響の把握・分析> 等

【これまでの検討状況】

■ 今年度は、これまでに、5/13(第6回)、6/10(第7回)、7/15(第8回)の3回にわたりワーキング・グループを開催。

検討の方向性等について以下の整理を行った。

- i 規制の事前評価から規制のライフサイクル評価へ。
- ii 費用便益分析から影響評価へ。
- iii 遵守費用推計を優先する。
- iv 事前評価の内容にメリハリをつける。

【改善方策のイメージ】

- ◆ 取りまとめる改善方策の実施に当たっては、現行ガイドラインの改正が必要との認識
- ◆ 改善方策としては、上記「平成28年度検討事項」の①～④に加え、事前評価の基本的評価手法に関する事項も含め、評価実務に即した内容となるよう留意しつつ、取りまとめる予定
※ 各府省担当者との意見交換を行いつつ、改善方策を取りまとめる予定
- ◆ 上記のほか、改善方策の検討の進捗状況により、事務参考資料の作成も視野



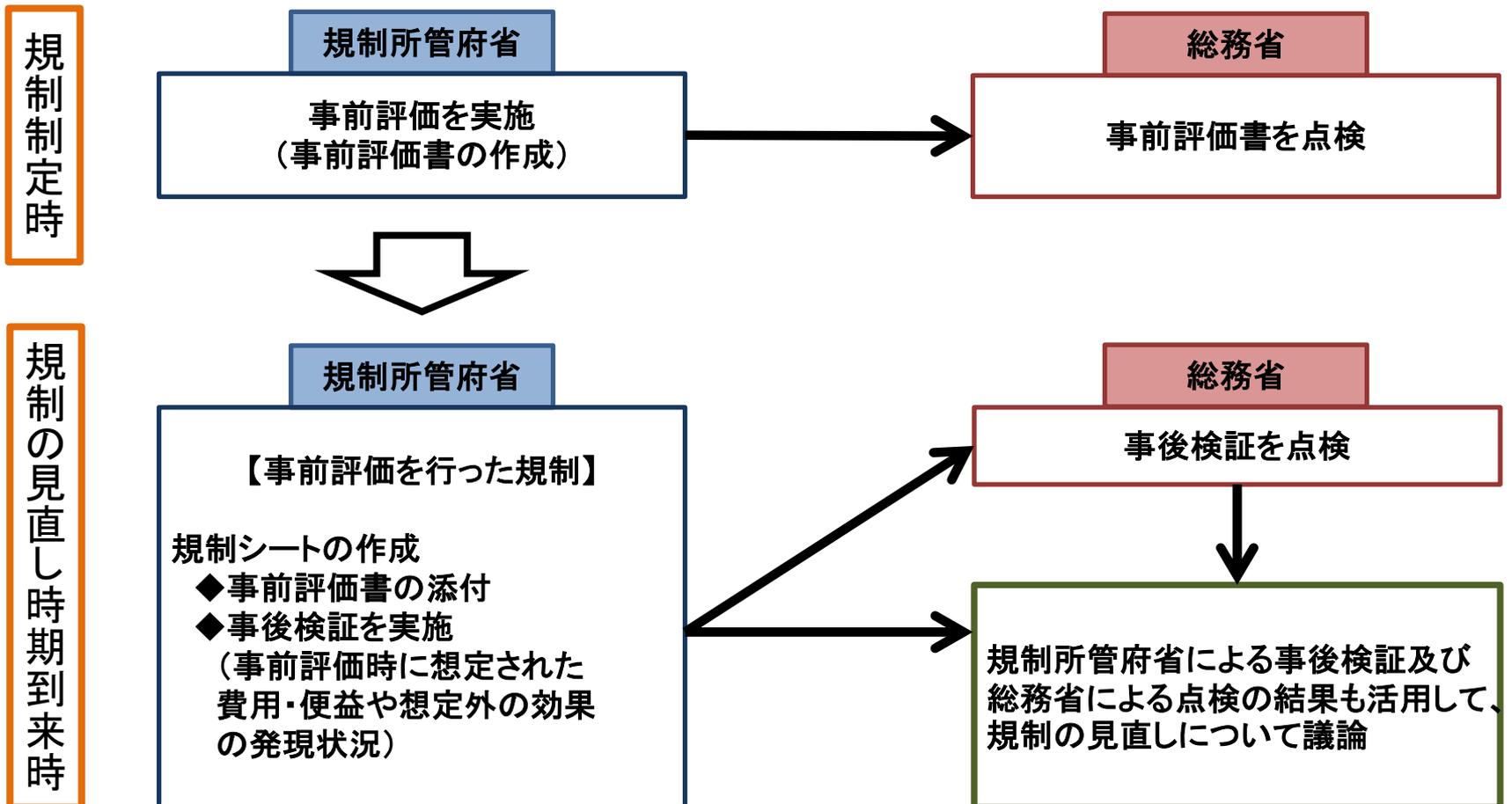
評価の質の向上、意思決定に活用されるメリハリのある評価の実施

【関係機関の動向】

- 「規制改革に関する第4次答申」(平成28年5月19日規制改革会議)
- 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)

規制レビューとの連携

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)において、規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)を行うこととされ、規制所管府省が事前評価を行った規制について規制レビューと規制の事前評価の連携を図ることとされた。



公共事業評価ワーキング・グループにおける検討状況

【平成28年度検討事項】

■ 平成28年4月1日に公共事業評価WGを設置

⇒ WGは、公共事業評価の実効性を高めるため、点検で把握した課題の分析及び改善方策等を検討

■ これまで5/9と7/4の2回開催し、28年度の点検方針等を審議

⇒ 平成28年度においては、①完了後の事後評価の効果的な活用、②類似事業の評価のより効果的な実施、③費用便益分析的確な実施について検討することとした。

■ 総務省（行政評価局）は、上記のWGの方針を踏まえ、平成28年度の公共事業評価の点検を実施

○ 点検対象として、水産関係公共事業（農林水産省）、港湾整備事業及び市街地整備事業（国土交通省）を選定

○ 管区行政評価局等の現地調査機能を活用して情報収集活動を実施（平成28年8月～11月）

【主な情報の収集・分析項目】

① 完了後の事後評価の実施状況

- ・ 事業効果等の把握・確認状況
- ・ 評価対象事業の改善措置や今後の事前評価又は再評価の評価手法の改善等に係る検討・実施状況等

② 事前評価又は再評価の実施状況

- ・ 費用便益分析の実施等

○ 点検結果は平成29年3月に通知・公表（予定）

■ WGにおいて、総務省の点検を通じて把握した課題の分析や改善方策等を検討

（改善方策等の検討は、平成28年度から29年度までの2年間を通じて実施予定）

(参考) 公共事業評価・点検の仕組み

- 公共事業の実施省は、事業区分ごとに作成した評価マニュアルに基づき、政策評価を実施
 - [実施省] 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
 - [対象] 事前評価：新規事業（10億円以上は義務付け）の採択時に行うもの
事後評価：5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業（再評価）等
 - [評価手法] 公共事業評価は、一般的に費用便益比による費用便益分析^(注)を実施
(注) 事業の実施によって発生する社会的便益及び社会的費用を全て貨幣価値に置き換え、費用と便益の比率を用いて事業の投資効率性を判断するもの
- 総務省は、実施省による評価が客観的かつ厳格に実施されているか点検
- 点検の結果、課題がみられる場合、評価のやり直しや評価マニュアルの改定等の改善を実施省に対し通知（要請）するとともに、公表
- また、公共事業評価の実効性を高めるため、点検で把握した課題の分析及び改善方策の検討を公共事業評価ワーキング・グループ（平成28年4月1日政策評価審議会政策評価制度部会に設置）において実施

【公共事業評価・点検の主な流れ】

